

産業建設常任委員会

日 時 平成 2 6 年 1 0 月 3 0 日 (木) 午前 1 0 時 ~
場 所 第 2 委員会室

1 開 議

2 案 件

- (1) 景 観 計 画 の 取 り 組 み に つ い て
- (2) 亀 岡 市 都 市 計 画 審 議 会 条 例 の 改 正 に つ い て

3 そ の 他

産業建設常任委員会 景観計画の審議経過

会議日	会議内容及び結果
H23.6.14 6月定例会	○行政報告[亀岡市景観計画案] ○請願審査 「景観条例の制定に反対する請願」紺屋町自治会長（5/31 提出） ○陳情・要望の審査 「景観条例に対する新町自治会の対応について」新町自治会長（5/25 提出） 「本町地域における景観計画及び景観条例に関する陳情書」本町自治会長（5/26 提出） 景観計画案をまとめる段階に至るまでの住民説明が不足していることは否めず、住民合意に達していないと判断、請願を採択。ただし、景観計画案策定、今後の景観条例の制定全てを否定するのではなく、3町の地元住民への説明責任を果たし、合意形成に取り組まれないことを附帯決議案として委員会発議、本会議可決。
H23.11.14 (月例)	○行政報告 [景観計画案の地元説明の状況報告] 現計画案の一部変更（ ）を含め、中部自治会を窓口に見解調整を進める。 歴史的景観形成地区として城下町一帯を設定し、その中から各町で取り組めるエリアを重点地区として助成し、重点地区を広げていく案。 質疑のみ
H23.12.19 12月定例会	○陳情・要望の審査 「景観条例の制定に反対する請願及び同請願に対する附帯決議に係る要望書」紺屋町自治会長、新町自治会長、本町自治会長（12/8 提出） 要望が出てきたことを懸念、所管部に委員長から申し入れを行う。
H24.8.22 (月例)	○行政報告 [景観計画の取り組み状況について] 再三、3町との協議の設定をお願いしてきたが、実現には至っていない。 今後とも粘り強く、地道な努力を続け、話し合いの場をもち景観行政への理解を得られるよう努めていきたい。 質疑のみ
H26.2.10 (月例)	○行政報告 [景観計画の取り組み状況について] 自治会単位の説明会（懇話会）、町家所有者へのアンケート調査、景観フォーラム等の啓発活動を踏まえ、今後、条例制定に向けて取り組みを進めていく。課題のある町への対応として、城下町全体を規制の緩い一般地区とすること、又は合意形成が図れた町は歴史的景観形成地区とし、合意できない町は一旦計画区域外とする方法があり、一番適切な方法を26年度中に判断していきたい。 議会は、反対請願を採択し附帯決議により3町に対する住民合意を要請した。市の方向性・考えをそのまま認めていくのか、又は3町に関しては説明ができるまでまだ継続して取り組むべきなのか、常任委員会として結論を示すべき時期にきている。今後、その点での議論を行う。

今後の取組みについて

～亀岡市景観計画(案)～



亀岡市まちづくり推進部都市計画課

当初景観計画(案)の概要

景観計画区域(亀岡市域全域)



P.1

景観施策の経過

- ・平成4年度「亀岡市都市景観形成基本計画」策定
- ・平成6年度～旧城下町内市道7路線修景整備
- ・平成8年度「亀岡市都市景観形成ガイドプラン」策定、建築物に対する行政指導開始。
- ・平成16年度「景観法」が策定され、全国の自治体にて景観計画、条例策定の気運が高まる。
- ・平成20年度本町にてマンション建設反対運動が起き、景観条例制定の要望がなされる。
- ・平成21年度～景観計画・条例策定に向け景観制度策定委員会を設置。

P.2

景観施策の経過

- ・平成23年5月・景観計画策定報告
- ・本町、新町、紺屋町自治会から市長市議会議員に対し「景観条例制定に反対する要望書」等が提出される。
- ・都市計画審議会にて継続審議となる。
- ・平成24年11月・中部自治会長会にて、中部自治会としても景観条例に反対との意見でまとまる。
- ・平成25年8月・中部自治会長会で「各町にて説明会に協力する」との意見でまとまる。

P.3

亀岡地区中部自治会のうち歴史的景観形成地区該当の
13町に懇話会開催依頼文書を平成25年8月に配布
し、現在までに9町にて懇話会を開催

町 名	対象者	町の雰囲気	備 考
A町	全住民	特段反対意見なし	議会の判断に任せる。
B町	"	反対ではない	屋根形状の規制に異論
C町	"	反対ではない	他の城下町の判断に任せる
D町	"	反対ではない	反対を唱える方もいる
E町	"	反対はしない	早期実現を願う
F町	役 員	反対ではない	反対を唱える方もいる
G町	"	反対ではない	反対を唱える方もいる
H町	"	反対ではない	請願提出町 役員以外は不明
I町	"	市の進め方に反対	反対要望町 住民の意見を取入れること

P.4

懇話会未開催4町の様子

町 名	対象者	主な意見	備 考
J町	自治会長	住民は興味ない。任せる。	
K町	"	今さら景観計画はいらない。	
L町	"	町内で意見がまとまれば伺う。	反対要望町
M町	"	納得する説明がない限り応じない。	開催依頼文書受取拒否

P.5

問 題 点

- 紺屋町の「景観条例の制定に反対する請願」に対する付帯決議の履行(反対3町への説明責任・合意形成)が、現計画(案)では拒否されている町があるため果たすことができない。
- 個別の説明会では理解を示している町でも全住民が賛成というわけではない。
- 条例化できずに時間が過ぎていくと、町家などへの助成ができず、まちなみの保全ができない。

P.6

課題の解決に向けて

- 亀岡市全体の良いまちなみ景観を創造・保全するためには早期に景観計画を策定する必要がある。
- 反対町に対する説明・合意形成には現計画(案)では難しい。



P.7

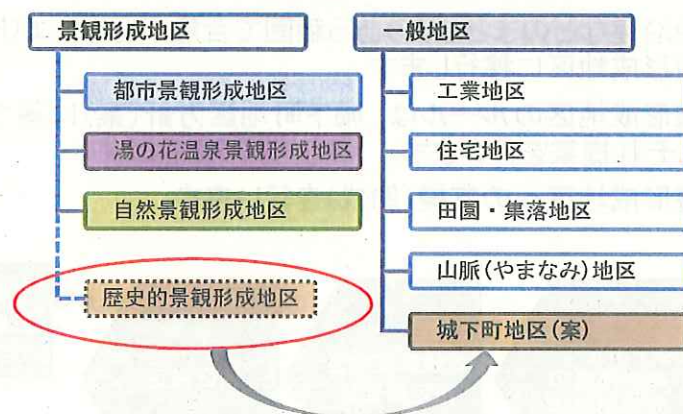
方 針 案

- 『現計画案のうち、歴史的景観形成地区を廃止し、一般地区(城下町地区の方針や目標は残す)として進める。』



P.8

亀岡市景観計画区域の構成



P.9

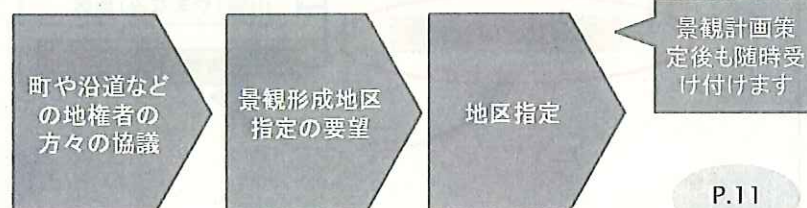
一般地区における行為の制限

項 目		届出対象規模	届出対象行為
対象建築物	高 さ	13m超	・建築物の新築、増築、改築又は移転※ 1 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更※ 2(変更部分の見付け面積※ 3の2分の1を超えるもの)
	建築面積	1,000㎡超	
対象工作物	擁 壁	高さ及び長さ	・工作物の新設、増築、改築又は移転※ 4 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更※ 2(変更部分の見付け面積※ 3の2分の1を超えるもの)
	上記以外の工作物	高 さ	
		築造面積	

P.10

城下町地区におけるこれからの 景観づくりの進め方

- ・一旦、城下町地区を、**全て一般地区**とします。
- ・町や沿道などのまとまりのある範囲で合意がとれたエリアを、景観形成地区に移行します。
- ・景観形成地区のルールは、城下町地区方針(案)に基づき、それぞれ提案を行います。
- ・景観形成地区への支援(助成)を行います。



P.11

効 果

- ▶ 一般地区から景観形成地区などへ格上げした地域については積極的に助成を行うことで他地域の気運が高まると考えられる。
- ▶ 希望する地域にはワークショップなどの手法による協働での基準づくりが可能で、請願に対する付帯決議の履行にもつながる。
- ▶ 景観計画区域内となることで景観重要建造物の指定が可能となり、助成制度の活用により歴史的な建造物の保全ができる。

P.12

変更計画（案）により、中部自治会及び東部自治会へ説明会を実施

●平成26年7月11日 中部自治会長会

主な意見

- ・景観は何十年、何百年とかかる事業で壮大すぎる。
- ・亀岡独自の計画を考えて提案してほしい。
- ・助成金はどのようなものなのか？

●平成26年9月14日 東部自治会長会

主な意見

- ・色は建てる人によって好みが違う。
- ・条例ができたなら塗り替えないといけないのか？
- ・パブコメで内容を分かった上で判断したい。

P.13

景観啓発の取組み

平成24年度

- ・町家所有者にアンケート調査の実施

平成25年度

- ・広報紙「キラリ★亀岡」へ景観シリーズ連載
- ・亀岡祭とタイアップ
城下町フェスティバルin亀岡祭（町家絵画展開催）
- ・景観フォーラム等による啓発活動

平成26年度

- ・支えあいまちづくり協働支援金行政連携事業
「地域の景観資源の掘りおこし」のテーマにて市民と協働
- ・亀岡祭とタイアップ
城下町フェスティバルin亀岡祭（絵画展等開催）

P.14

他都市での景観関連助成金

- ・京都市
 - ◆ 歴史的景観保全修景地区での歴史的建築物修理等
 - ◆ 歴史的景観保全修景地区での標準建築物の修理等
 - ◆ 景観重要建造物の修理等
- ・宇治市
 - ◆ 景観計画重点区域内での景観形成基準に沿った修理等
 - ◆ 景観重要建造物の修理等
- ・長岡京市
 - ◆ 助成制度なし
- ・福知山市
 - ◆ 助成制度なし
- ・南丹市
 - ◆ 伝統的景観重点エリアでの茅葺屋根の修理等
- ・兵庫県
 - ◆ 歴史的景観形成建築物の修景にかかる助成

P.15

良好な景観形成に向けた取り組み

- 建築物や工作物、屋外広告物に対して歴史的景観にふさわしい規制誘導を行います。
- 伝統的様式を残すまちなみに調和した更なる街路景観の形成と都市公園の景観保全に努めます。
- 景観形成市民団体の組織化を支援します。
- 亀岡市の認定を受けた市民団体が行う「景観地区」の指定又は「景観協定」の締結に向けた活動を支援します。
- 歴史的な景観形成を図る「景観形成地区」「景観協定」「景観地区」は、電線類の地中化等街路景観の形成を目指します。

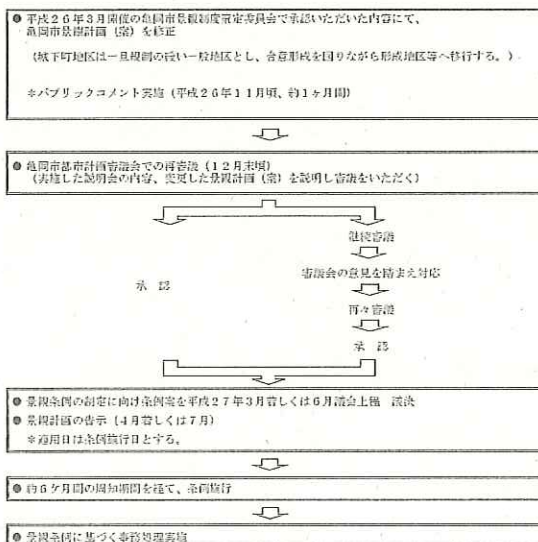
助成制度（案）

- 景観重要建造物の修理等保全に係るもの
- 景観重要樹木の枯損や倒伏防止などの保全に係るもの
- 良好な景観を形成するための活動を行う市民団体に対する補助
- 城下町地区内において歴史的な景観形成地区に移行した地域**における、伝統的様式を残す建造物の修景に係るもの、景観形成基準に適合させる新築・増築等、城下町として歴史的な景観に配慮した工作物等の設置に係るもの
- 城下町地区内において「景観協定」や「景観地区」を締結した区域**において、城下町として歴史的な景観形成のための形態意匠の取り決めに応じた修景に係るもの

P.16

別紙5

景観計画及び条例制定に向けた今後の工程（案）



P.17

景観計画の策定に向けた取り組み経過

年	月	内 容
平成 4 年	3 月	「亀岡市都市景観形成基本計画」策定
平成 8 年	3 月	「亀岡市都市景観形成ガイドプラン」策定。協議・指導開始
平成 16 年	6 月	「景観法」が制定される。
平成 20 年	9 月	本町にて「短期滞在型共同住宅」建設に反対する住民運動の中、「亀山城下町を考える会」が発足される。旧城下町の景観保全を市に訴える。
平成 21 年	7 月	「景観法」に基づく「亀岡市景観計画」策定に向け亀岡市景観制度策定委員会を設置
	8 月～	組回覧にて「景観まちづくりニュース」を全 7 回発行
	11 月	亀岡地区東部自治会講演会、亀岡地区中部自治会説明会
平成 22 年	1 月	亀岡地区東部自治会説明会
	2 月	亀岡地区中部自治会講演会
	8 月	亀岡地区東部自治会説明会、亀岡地区中部自治会説明会
	8 月	亀岡市景観計画（素案）に対するパブリックコメントを実施
	11 月	亀岡地区東部自治会講演会
平成 23 年	3 月	本町懇談会
	5 月	亀岡市景観制度策定委員会が市長へ景観計画（案）策定の報告
	5 月	紺屋町・本町・新町から市長、市議会議長に景観条例制定に対する反対の要望書提出
	5 月	亀岡市都市計画審議会に「景観計画（案）」を附議。要望書を踏まえ継続審議となる。
	5 月	紺屋町から議会へ「亀岡市景観条例の制定に反対する請願」提出
	6 月	議会本会議で附帯決議を付け「亀岡市景観条例の制定に反対する請願」が採択される
	7 月	亀岡地区中部自治会役員会において、景観計画の現状及び今後の対応について協議
	8 月	北町自治会で景観計画（案）の説明会を開催
	8 月	亀岡地区中部自治会長会で景観計画（案）の説明会を開催
	9 月	反対 3 町に景観計画（案）の協議に応じてもらうよう打診
	10 月	亀岡市都市計画審議会へ状況報告
	11 月	亀岡市景観制度策定委員会で現況報告と今後の取り組み及び対応について協議。重点地域を見直す。
	11 月	亀岡地区中部自治会役員会にて見直した景観計画（案）の説明
	11 月	変更景観計画（案）を基に反対 3 町に協議に応じてもらうよう打診
	12 月	反対 3 町自治会長連名により「請願の採択に沿った対応を望む」との要望書が市長・市議会議長に提出される
	12 月	紺屋町自治会長に説明会開催の打診

平成24年	1月	紺屋町自治会長に説明会開催の打診
	2月	亀岡地区中部自治会長に現況の確認
	4月	亀岡地区中部自治会長に説明会開催について調整等を依頼
	5月	反対3町に協議に応じてもらうよう依頼
	6月	反対3町に協議に応じてもらうよう再依頼
	7月	紺屋町自治会長に説明会開催の打診
	7月	亀岡地区中部自治会長に状況の説明
	7月	内丸町自治会長と懇談
	8月	紺屋町自治会長に説明会開催の打診。8月中の開催に向け合意。
	8月	本町自治会長に説明会開催の打診。9月末で調整する。
	8月	新町自治会長に説明会開催の打診。2町と歩調を合わせている。
	8月	紺屋町自治会長と懇談。8月25日PM7時～意見交換会予定
	8月	旅籠町自治会長から旅籠町は景観計画に反対している旨連絡
	8月	紺屋町自治会長から25日の意見交換会開催中止の報告
	8月	産業建設常任委員会にて景観計画の取組状況報告
	8月	亀岡市都市計画審議会（継続審議となる）
	9月	本町自治会長と懇談し、9月末に話し合いの場を持つこと（調整）について確認。意見交換会の延期の申し出あり。
	9月	亀岡地区中部自治会長に状況の説明。
	9月	新町自治会長と懇談。話し合いの場を設けていただけるよう依頼する。了承は得られないまま。急ぐのであれば除外したらいい。
	10月	亀岡地区中部自治会長と懇談（中部自治会長会の取り組み状況や経過等について）
	10月	社会教育課と景観啓発事業を開催 「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」－亀岡祭活用活性化事業－ フォーラム地域のたから 文化遺産とまちづくり／景観フォーラム『祭りの舞台－山鉦がにあうまち・灯籠がにあうまち－』
	11月	東部フェスタ2012にて景観啓発パネルを展示
	11月	新町自治会長と懇談。16日の中部自治会長会にて自治会として反対となった。
	11月	内丸町自治会長と懇談。中部自治会として「反対」は今の状態。反対以外の人 は「話だけは聞く」という姿勢。商売をしている人は「住む」感覚より「活用」 の思いが強い。
	11月	柳町自治会長と懇談。みんな計画の内容を理解していない。説明だけは聞かない といけない。
	11月	本町自治会長と懇談。詳細は会長に聞いてもらいたい。
	11月	H商店街景観計画（案）に関する勉強会（13人参加）

平成24年	12月	亀岡地区中部自治会長と懇談。自治会として景観は一旦時間を置く。
	12月	亀岡地区東部自治会長、亀岡地区中部自治会長と「町家に関するアンケート」内容を協議
平成25年	1月	「町家に関するアンケート」配付（80軒）
	2月	亀岡地区東部自治会長、亀岡地区中部自治会長にアンケート結果報告（配付数：80通、回収数：46通、回答率：57.5%） ・町家の「気に入っている（残したい）」と「困っている（改善したい）」の個所が重なっているのが目立ち、「気に入っているが困っている」との思いが感じ取れる。 ・まちの風景（景観）については、6割以上が「好き」と回答している。「好きではない」（13%）についても、以前の風景と変わったことに対する思いが多い。 ・6割以上が「積極的に城下町や町家の風景を作る」（21%）、「現在残っている城下町や町家の風景を守っていく」（43%）と回答しており、城下町や町家の景観を守っていききたいとの思いがうかがえる。城下町や町家の風景を守るための有効策は「町家の改修に対する支援（補助金等）」（31%）、「ルール作り」（25%）が2割を超えていることから景観計画や助成制度の必要性が読み取れる。
	2月	亀岡地区中部自治会長と懇談。11月の中部自治会長会で意見集約がされ「現状8割が反対」となった。
	2月	亀岡地区中部自治会副会長と懇談。景観計画の内容が理解されておらず、規制へ反対する雰囲気になっている。市から各町へ説明等アクションを起こすとよい。
	2月	各町自治会長へアンケート結果の配布
	3月	亀岡地区中部自治会長と懇談。自治会内では様々な懸案事項がある。
	3月	亀岡市景観制度策定委員会で「町家に関するアンケート」調査結果を報告。年内には一定の方向を決める。
	4月	本町自治会長と懇談。過去の経緯は聞いている。力になれるかどうか。
	4月	亀岡地区中部自治会長と懇談。まずは話を聞いてもらえるようにしないとけない。
	5月	亀岡地区中部自治会長と懇談。対市の窓口となる組織ができないか検討したい。
	5月	亀岡地区中部自治会長と懇談。自治会内では景観の話はしづらい。
	6月	亀岡地区中部自治会長と懇談。内丸町でアンケートを実施する。
	6月	亀岡地区中部自治会長と懇談。中部自治会から説明会についての文章は市にだせない。各町と直接調整してほしい。
	7月	亀岡地区中部自治会長と懇談。各町に説明会の依頼が来ることを知らせることができると役員会で調整する。

平成25年	7月	亀岡地区中部自治会長と懇談。中部自治会長会で各町に説明会の案内について伝える。
	7月	亀岡地区中部自治会地域懇談会。電線地中化には景観計画が必要。
	8月	亀岡地区中部自治会長と懇談。自治会長会で説明会を各町で協力することです承された。但し、受け入れない町があるかもしれない。
	8月	亀岡地区中部自治会、歴史的景観形成地区に属する13町へ懇話会開催依頼文書を配布
	8月	南郷町懇話会開催 ・景観計画に反対する理由は南郷町としてはない。 ・他の城下町の判断に任せる。 ・景観計画に反対されているのはゴミ問題など他の理由ではないか。 ・南郷池の修景工事に5,000万円もの金額をかけているが、荒れ放題である。景観よりもそちらのほうが問題。
	9月	呉服町懇話会開催 ・ガレリアや市庁舎が景観に配慮されていないのでは。 ・景観計画の基準は緩くないか。 ・看板等の規制はどうなるのか。 ・市長が変わっても未来永劫続けていけるのか。 ・景観は大事である。取組をぜひ進めてください。
	9月	亀岡地区中部自治会長と懇談。状況報告及び内丸町の開催協議。
	9月	西町懇話会開催 ・3町から反対されているが、自分たちが要望したことでありおかしい。 ・景観より道路の交通規制や無電柱化のほうが先ではないか。 ・公共施設は「目指す」とか曖昧であり、住民への規制に比べて緩いのでは。 ・夜、街灯が暗い。 ・計画の内容が緩いのでは。ほとんど規制がないのと同じでは。
	9月	柳町懇話会開催 ・家の前の植栽や柵は個人負担が大きい。昔は家並みがそろっていた。 ・今更篠山の下二階町の様な商売町のような街並みは難しい。 ・柳町として協力できることは新しい家を建てる時に基準にそった色で家を建てることぐらい。 ・11月の総会で再度、全住民を対象に説明してほしい。
	9月	矢田町懇話会開催 ・矢田町としては、景観計画に対して町としての意見の取りまとめはしない。 ・基本的に景観計画に反対ではない。 ・鉾が通るまちとして、電柱の地中化を強く要望する。
	10月	西町自治会長と懇談。懇話会時の景観以外の要望意見について。

平成25年	10月	城下町フェスティバル in 亀岡祭 まちなみアート『わがまち亀岡』を開催。 ※糟谷邸（横町）にて、町家を題材とした水彩画展（来場者：180人）
	11月	亀岡地区中部自治会長と懇談。内丸町は12月1日に説明会を実施する。
	11月	塩屋町自治会長懇談。住民に規制をかけるのはよくない。役員会にて検討する。
	11月	京町自治会長懇談会。景観に対する住民意識は低い。懇話会を開催しても人が集まらないだろう。京町としては議会の判断に委ねることとし、懇話会を開催しない。
	11月	亀岡地区東部自治会主催の東部フェスタにて、景観啓発パネルの展示。
	11月	北町自治会長と懇談。懇話会内容について協議。
	11月	柳町懇話会2回目開催 ・強い信念を持ってやっているとは思えない。強引にでも進めるべきでは。 ・エリアを決めて重点的にやってはどうか。 ・勾配屋根に限定するとヘーベルハウスが建てられない。 ・府道の電線が未整備で鉾の巡行に支障をきたしている。
	12月	内丸町懇話会開催 ・住んでいる住民にとってメリットはあるのか。 ・規制がかかると住みにくい。資産価値が下がるのでは。 ・この内容より厳しくなることはないのか。 ・商店街の活性化を図ることを考えるのも必要。
	12月	北町懇話会開催 ・早く進めて助成金を出してほしい。 ・景観計画により高さや容積は損にならないか。 ・町の入り口がなぜ都市景観なのか。 ・北町は反対しない。
	12月	塩屋町自治会長と懇談。塩屋町は説明会は必要ない。景観に対し賛成ではない。
平成26年	1月	本町自治会長と懇談。まず役員と話し合いができないか協議したい。
	1月	紺屋町自治会長と懇談。2月8日の組長会で説明会をしたらどうか。役員と相談し、連絡する。
	2月	紺屋町懇話会開催 ・隣に高い建物が建たなくなるのでよいことである。 ・反対署名は内容が分からないまま署名した。 ・補助金はあるのか。
	2月	第6回フォーラム文化と景観／景観フォーラム『亀岡らしい景観を未来へ伝えよう』（来場者：56人）

平成26年	2月	本町懇話会開催 ・白紙に戻し、一から住民意見を取り入れない限り応じない。 ・50年後100年後のビジョン、補助金を具体的に示してほしい。 ・景観計画を策定するメリットが見えてこない。
	3月	亀岡地区中部自治会長と懇談（これまでの取り組み経過を報告）
	3月	景観制度策定委員会を開催。現計画（案）のうち、歴史的景観形成地区を廃止し、一般地区（城下町地区）で進める。但し、城下町地区として残し、合意形成が図れた地域から形成地区に移行する。
	4月	亀岡地区東部自治会長と懇談。規制がゆるくなったのは残念。
	4月	亀岡地区中部自治会長と懇談。中部自治会長会で今後の進め方について説明したいので、日程調整を願う。
	5月	亀岡地区中部自治会長と懇談。中部自治会での説明会開催に向けての協議。6月末から7月初旬での開催を考えている。
	6月	亀岡地区中部自治会長と懇談。中部自治会での説明会を7月11日に開催する。
	7月	亀岡地区中部自治会長と懇談（中部自治会での説明会の内容について協議）。
	7月	中部自治会で、変更した景観計画（案）の説明会を開催 ・景観計画は何十年、何百年とかかる事業であり内容が壮大すぎて何から始めればいいのか分からない。 ・亀岡独自の計画を考えて、提案してほしい。 ・城下町地区で町や沿道等のまとまりのある範囲で合意がとれたエリアを景観形成地区に移行していくため、これから合意をとる活動をしていくのか。 ・景観計画をもっと早くつくってほしかった。 ※変更した景観計画（案）への反対する意見は聞かれなかった。
	7月	亀岡地区東部自治会長と懇談。東部自治会での説明会を9月14日に開催する。
	8月	湯の花温泉観光旅館協同組合の代表理事と懇談。景観計画（案）について説明。和の雰囲気を残しつつ、自然の景観に反しないようにしてほしい。
	9月	亀岡地区東部自治会長と懇談（東部自治会での説明会の内容について協議）。
	9月	東部自治会で、変更した景観計画（案）の説明会を開催 ・どうしてこの色彩の基準になったのか。 ・基準以外の色で、すでに建っている家もあるが、その場合、景観条例が制定されると色を変えなければならないのか。 ・パブリックコメントでは、景観計画を策定することによるプラスとマイナス面の両方を分かった上で判断したい。 ・看板は規制の対象となっているのか。 ※変更した景観計画（案）への反対する意見は聞かれなかった。
	10月	城下町フェスティバル まちなみアート『わがまち亀岡』を開催。 ※BEERSおぎた（柳町）にて、城下町水彩画等の展示

■景観まちづくり懇話会 意見まとめ【南郷町】

実施日時 平成25年8月31日(土) 午後7時～8時30分

実施場所 南郷町会議所

出席者 野間茂自治会長 以下10人(全住民対象)

	南郷町	亀岡市
①	景観計画に反対すると計画は廃止になるのか。多数決で制定されるのか。亀岡の歴史的なまちなみを子や孫の世代にも守っていききたい。計画は素晴らしい。反対する理由はない。	計画に反対する町を計画から外す選択肢もある。説明会に入れておらず、地域の意見も聞けていない。きれいな景観を次代に残していきたい。
②	道路や側溝なども景観計画に関連して整備できるのか。	城下町では趣向を凝らした道路舗装を実施してきた。計画では景観重要公共施設の整備を掲げており、京都府とも協議をしていく。
③	鉾町と南郷町は歴史的に立場が違う。南郷町は城下町のメインではないので反対しない。	
④	南郷池が荒れ放題で良い景観ではない。南郷池のインフラ整備に予算を充ててほしい。	
⑤	景観計画に反対する理由は説明不足だけではなく、景観に付随する部分(ゴミ問題・道路等)も考えてほしいとのことだと思う。	
⑥	町家改修のコストや助成の試算はどうなっているのか。	京都市の助成額は大きいが市の規模が違う。助成額は各市さまざま。市の単独の助成になる。
⑦	原点に戻って考えれば、景観計画の策定も難しいものではない。亀岡には良い建物がある。	

■景観まちづくり懇話会 意見まとめ【呉服町】

実施日時 平成25年9月7日(土) 午後6時～7時30分

実施場所 呉服町会議所

出席者 白井廣自治会長 以下7人(役員・組長対象)

	南郷町	亀岡市
①	商業地域には、高さの緩和措置(13m以上建築可)がある。緩和措置により、規制がなし崩しになるのではないかな。	商業地域で緩和されるのは建物の高さだけ。外壁の色については全地域同じ基準があり、緩和措置はない。
②	城もないのになぜ古い建物(文化)を保存しようとするのか。亀岡は都市化しなければならない。「景観」と言うが電線地中化もされていない。	未来志向の方や昔の風情を好む方などいろいろ。大手旅行社が亀岡祭の見学ツアーを企画しているということは、皆さんの努力の成果。
③	景観計画は10～20年の計画では済まない。次の建て替えまで約100年かかる。市はそこまで考えているのか。市長が代われれば計画もなくなるのではないかな。	その様なことはない。
④	ギャラリー・市役所庁舎・亀岡駅舎は城下町にふさわしい建物と言えるかな。	
⑤	景観計画を制定に対する強い気持ちを持ってやらなければ進まない。	条例を制定し担保したい。
⑥	まずは公共施設から景観に配慮したものに。サッカー場も歴史的な外観にしてはどうか。歴史的景観にそったまちづくりでなければならない。できるだけ早く条例ができるように祈る。	市としても心がけていきたい。

■景観まちづくり懇話会 意見まとめ【西町】

実施日時 平成25年9月9日（月） 午後8時～9時30分

実施場所 西町会議所

出席者 嵯峨根彰自治会長 以下10人（役員・組長対象）

	西町	亀岡市
①	平成23年度の説明会は中部自治会が対象だった。今回の各町単位（小さい単位）での説明会は良いこと。	
②	景観計画は亀岡では遅い。歴史的な道路整備を進めていた頃に計画・条例を作っていたら良かった。	
③	景観計画は本町のレオパレス問題から始まっているのに、今更反対とはどういうことか。既存の建物にも規制が掛ると思われているのではないか。	説明不足があった。厳しい規制内容が独り歩きしていた。既存の建物を責めることになったのかもしれない。
④	建物規制だけではなく交通規制があってしかるべき。交通量が多いのに景観といえるのか。歩いてまちなみを鑑賞できる雰囲気になければならない。計画に反対ではないが付帯事項が付く。	
⑤	古いまちなみ、古い家を残すための助成も考えてほしい。具体的な金額を示さないといけない。	助成制度を設けていきたい。助成額や助成メニューを考えている。
⑥	京都市のまちなみも統一感がなくバラバラ。亀岡市も今から景観計画策定は遅い。「工夫・調和・配慮」などでは見解の違いになり、中途半端にならないか。	京都市でも条例施行後、各地区で内容の見直しがされている。亀岡市も条例施行後、地域等で景観地区や景観協定を結び、一層進んだ基準を設けることもできる。
⑦	インフラ整備を優先し、その後、建物整備をすればよい。「銚子の似合う町」というなら、まずは電線地中化から考えてほしい。電線地中化は国の補助金がないとできないのか。	電線地中化は景観計画がないと国でも検討されない。

■景観まちづくり懇話会 意見まとめ【柳町①】

実施日時 平成25年9月21日(土) 午後7時30～8時30分

実施場所 柳町会議所

出席者 西嶋秀樹自治会長 以下12人(役員・組長対象)

	柳町	亀岡市
①	ガレージや貸駐車場が道路から丸見えになっている場合は、柵・塀等を設置したほうがいいのか。全て個人負担になってしまう。	城下町に見合った塀等を設置してほしい。現計画(案)では「まちなみと調和したもの」としており、願いの範囲。助成も考えている。
②	柳町で町家は8戸ぐらい。家の耐用年数や耐震性の問題もある。	建て替えは仕方ない。町家の玄関先を改修されている家も多く、次回、町家風に戻してもらえれば雰囲気は変わる。助成も考えていきたい。
③	古い家ほど空き家になっている。家のメンテナンスもできておらず危険な感じもする。	助成制度ができれば少し状況も変わる。
④	若い人が少なくなっている。年寄り家は家をリフォームして維持していくのは難しい(費用等)。柳町は個人住宅のため篠山下二階町のまちなみは難しい。協力できることは新築時に基準にそった色で家を建てることぐらい。	柳町には柳町の良さがありそれを生かしたまちづくりができると思う。一本の通りだけならイメージはしやすい。
⑤	看板についても規制を考えているのか。	現在でも看板設置には届出をしてもらっている。景観計画では色合いの基準を考えている。
⑥	景観に対するイメージが皆違う。景観計画・条例に賛成・反対する以前に、再度、11月総会で全住民を対象に説明してほしい。	

■景観まちづくり懇話会 意見まとめ【矢田町】

実施日時 平成25年9月25日（水） 午後7時～7時45分

実施場所 矢田町会議所

出席者 竹内光雄自治会長 以下22人（全住民対象）

	矢田町	亀岡市
①	自治会として景観計画に対する意見の取りまとめはしない。要望があれば個人的に言ってほしい。基本的には景観計画に反対ではない。	
②	現在も新築・増築・改築に伴う助成制度はあるのか。京都市には助成制度はあるのか。	現在、助成制度はない。景観条例を制定した時に助成制度も制定しようと考えている。京都市は助成制度がある。
③	建物の種類・材質に規制はあるのか。妻入り・平入りはどちらでもいいのか。	屋根の形（勾配屋根）の規制はある。色等は周辺景観に配慮したものであればよい。妻入り・平入りはどちらでもよい。歩いた際に目線にラインがそろうように工夫してもらえればありがたい。
④	鉾町に相應しいまちなみとするため、電線の地中化を強く要望する。	電線地中化は城下町や歴史的まちなみを作る上で良い話。市の財政状況が厳しい中で国や府の補助がなければ難しい。景観条例を施行することにより、国や府の補助金を要望するにあたって大きな要素となる。

■景観まちづくり懇話会 意見まとめ【柳町②】

実施日時 平成25年11月30日(土) 午後7時30分～8時45分

実施場所 柳町会議所

出席者 西嶋秀樹自治会長 以下28人(全住民対象)

	柳町	亀岡市
①	反対があるのは分かるが、生ぬるい。やり方が遅い。	強固な反対や議会での附帯決議もあるので整理をしていかないといけない。行政には賛成より反対の声がよく届く。
②	ハウスメーカーでは軒・庇がないことも多く、設計変更すると金額が高くなる。勾配屋根限定ではヘーベルハウスは難しい。	できるだけ補助金で対応したい。個々の事情で仕方ないこともある。以前の重点地区では細かい規制があったが、現基準ではハウスメーカーでも大丈夫だと思う。
③	奥行きのない敷地では駐車場を家の前や横に設けることになる。	塀を工夫するなどして対応し、目線を誘導してほしい。個々の事情もあるので「配慮」となっている。
④	山鉾は鉾真を立ててこそ巡行。電線地中化には莫大な経費が掛かるので見送られているが、市がやる気になればできる。	大きな予算を伴うため市単独で取り組むのは財政的に厳しい。国からの支援には景観計画を定め、条例化することとなっている。
⑤	彦根や伊勢のように、一角(鉾町を中心)に本腰を入れてやればいい。一律にするのは大変。	商店街や住民とのまちづくりの中で進むことだと思う。計画以外に景観協定を結んで取り組むこともできる。住民と行政が協力していかなければならない。
⑥	鉾町でありながら北町・三宅町が離れている(一部都市景観形成地区)。つなぐことはできないか。	クニッテル通りはメイン幹線のため、通りから25mは都市景観に該当する。都市的な土地利用を図る計画でいる。

■景観まちづくり懇話会 意見まとめ【内丸町】

実施日時 平成25年12月1日(日) 午後5時～6時30分

実施場所 内丸町会議所

出席者 小寺邦明自治会長 以下12人(全住民対象)

	内丸町	亀岡市
①	ハウスメーカーで歴史的デザインの建物の設計をすると別料金が発生する。	木造以外にコンクリートでも町家風にすることは可能。金額が掛かる際は助成を考えている。
②	内丸町は近隣商業地域。歴史的景観ではない地域を指定することにギャップを感じる。	
③	看板への規制はあるのか。すでに設置している看板はどうするのか。助成などはあるのか。	次の架け替え時に直してもらうことになる。助成も考えていきたい。
④	建物等に規制が掛ると外部から人が入りにくなる。不動産価格が下がる。	「規制を掛けることで町に活気が出る」との意見もある。規制があると価格が下がると思われがちだが「住みたい」「商売したい」と思われる方もいる。
⑤	「他もやっているの亀岡市でも…。未来のために」と言われるが、同じことをしていても魅力を感じない。	違いを大切にすることが景観の始まり。景観法は各自治体の工夫を応援している。住民が主役になり地域の文化や生業を大切にしたい。
⑥	亀岡市は住みやすい町にしたいのか、工業的な発展を求めているのか。適当に地区を割り当てている感じ。目的により景観も違う。規制を強めるより効果的な方法はないのか。	人が住む地域と工業地域は用途地域で分けている。暮らしやすいことが大きな目標。住民の方と協働でまちづくりをしていく。
⑦	歴史的都市であることは認識している。隣には赤い建物や高い建物が建つと揉めることになる。景観計画に反対ではないが、遅いと思う。	住んでいる人が「良い地域に住んでいる」と思われるまちづくりと一緒に考えていきたい。
⑧	内丸町の商店街も下火になっている。景観に配慮した建物が一軒でもできれば見習ってやる人も出てくる。	篠山や奈良は町家を利用して商売をしており、多くの人がそれを求めて訪れる。良い町を造るきっかけになってほしい。この計画からスタートし、皆さんの発案で重点的な取り組みもできる。
⑨	北町の入り口(都市景観形成地区)に規制を掛けることはできないのか。	クニッテル通りから国道9号までは市のメイン道路でもあり、駅前から都市景観形成地区として繋がっている。道路から25m範囲は全て都市景観形成地区になっている。
⑩	日本全国少子化で人口はこれ以上増えない。観光を目玉に町を活性化することも必要。計画に反対はしない。内丸町は商業地域でもあるのでなるべく優しい規制にしてほしい。	

■景観まちづくり懇話会 意見まとめ【北町】

実施日時 平成25年12月6日（金） 午後8時～9時15分

実施場所 北町会議所

出席者 八木辰夫自治会長 以下12人（全住民対象）

	北町	亀岡市
①	交差点から直接『歴史的景観形成地区』が見えるようにしてほしい。	北町入口、交差点部分は『都市景観形成地区』に該当する。
②	北町は商業地域で容積率は400%。その兼ね合いはどうか。	容積率は道路幅員により変わる。建蔽率最大の80%で建てた場合は6階までは建築可能。斜線制限が厳しいので景観計画の影響は少ない。
③	『歴史的景観形成地区』と『都市景観形成地区』とでは市の助成金は変わるのか。	『都市景観形成地区』では助成は考えていない。『歴史的景観形成地区』で通常の建築よりも費用が高くなる分について助成を考えている。
④	景観計画策定までのスケジュールは。今、全ての地域が合意していれば、どのくらいでできるのか。	反対3町には説明会に入れていない。今年度に「①反対地域を抜いて実施」「②歴史的景観形成地区を一般地区に変更」など、何らかの判断に迫られている。景観計画は文化的景観の申し出（社会教育課）にも影響がある。議会の附帯決議もあるので整理が最初となる。
⑤	景観計画が策定されても影響が少ない。反対町は何にこだわっているのか。「武家屋敷のようにしないとイケない」と思って反対していると思う。	イメージが先行してしまった。町家以外の方にもまちなみに違和感がないように協力していただきたい。できるところからでもやっていきたい。助成金を出す根拠のためにも景観計画が必要。当初は理想を求め過ぎた部分もある。地区協定などの制度もあり、景観計画のさらに上を住民の方と協議するのが理想的。
⑥	北町駐車場に銚蔵を建て、銚を5～6基入れて観光客に見てもらえたら良い。	建てることはできる。建蔽・容積率の問題だけ。
⑦	北町は以前、完全防火地帯と聞いた。最近は大丈夫なのか。	防火地域の指定になっており、100㎡を超えると耐火建築物になる。建て替えの場合は町家風としても木造は厳しい。鉄筋コンクリートでも木造風に建てることはできる。商業地域は防火と準防火に該当する。準防火地域であれば、処理は必要になるが木造住宅も建築可能。
⑧	通過車両ばかりで歴史的な雰囲気はない。電線の地中化をすればムードも出る。車を通行止めにするとうるさくない…難しい。	

■景観まちづくり懇話会 意見まとめ【紺屋町】

実施日時 平成26年2月8日(土) 午後7時～7時30分

実施場所 紺屋町会議所

出席者 中村博成自治会長 以下12人(役員・組長対象)

	紺屋町	亀岡市
①	景観条例はいつから施行されるのか。	紺屋町から反対請願が提出され、議会で採択されている。議会をクリアしないと進めない。町家所有者からは「助成が早くほしい」との声もあるので、同意が得られた地域から進めることも検討している。具体的な時期は言えない。
②	景観計画反対署名は組長会で決まったものかは分からない。当時の会長が署名に回られた。個人的な意見(マンション建設等)が絡んでいる。隣に高い建物が建たない、昔のまちなみが残れば良い。	
③	もっと前から条例があればまちなみは変わっていた。残っている古い家は少なく遅い。	城下町で約60軒の町家がある。助成制度に乗せて改修すれば町家に戻せる家はある。
④	2人暮らしであり、改修して誰が住むのか。築120年程になるので地震が心配。倒壊したら誰が始末をするのか。軍資金がない。計画は良いと思う。子どもたちも変な建物は建てないと思う。	

■景観まちづくり懇話会 意見まとめ【本町】

実施日時 平成26年2月15日(土) 午後7時～7時30分

実施場所 本町会議所

出席者 岡本近司自治会長 以下10人(役員・組長対象)

	本町	亀岡市
①	以前の重点地区から大して変わっていない。	塀の設置は自主性に委ねる。屋根素材は和風に限定していたが、変更後は周辺に合わせる等、緩い表現にしている。建具の基準はなくした。決まっているのは高さ・色・屋根の形。
②	条例施行のメリットが見えない。具体的な補助も聞いていない。意見を聞かずに重点地区のパンフレットが出てきた。行政の説明不足。	行政主導になり過ぎたのが原因と思っている。議会の関係もあり現時点では金額などはいづらい。城下町風情を残してもらえる補助を考えている。
③	誰が基準を緩くしたのか。市のホームページを見ると、去年1年ぐらい何もしていない。	策定委員会の許可を得て変更したが、まだ市の試案。計画(案)見直し後、説明会や懇話会の開催を要望していたが場を持てなかった。
④	反対はいきなり計画を出されたため。町民が会議に入り決めていくのが本筋。今回もいきなり変更後の資料を見せられても平行線のまま。計画に反対ではないが内容を考慮してほしい。	資料がないと何から話していいのかわからないので用意した。
⑤	平成23年に景観計画反対要望は本町の総意ではない。分かりやすくプランを説明し、亀岡発展のためにビジョンを言わないといけない。	
⑥	お互い勘違いした部分もある。行政の結論の押し付けもあった。本町は鉾町・城下町であり、まちなみを維持していくために理解を深める内容でお願いしたい。	
⑦	計画が3年間止まっている間にいろいろなものが建っている。	鉾の似合う城下町を残していきたいのが本心。住んでいる人がまちづくりを考えて市に「こうして」と言う形が市もやりやすい。
⑧	各町は事情を抱えているので、均一の規制ではなく自治会が納得できる規制にしてほしい。	これはあくまで提案。町内で話し合っていたければ市も一緒にやっていく。
⑨	計画に反対して町が置いていかれることは避けたい。こちらから要望を出して受け入れてもらえるようにしたい。	市も一緒に考えていきたいと思っている。このような場を設定してもらえればいつでも来る。

景観形成補助金(案)

別紙 3

別表

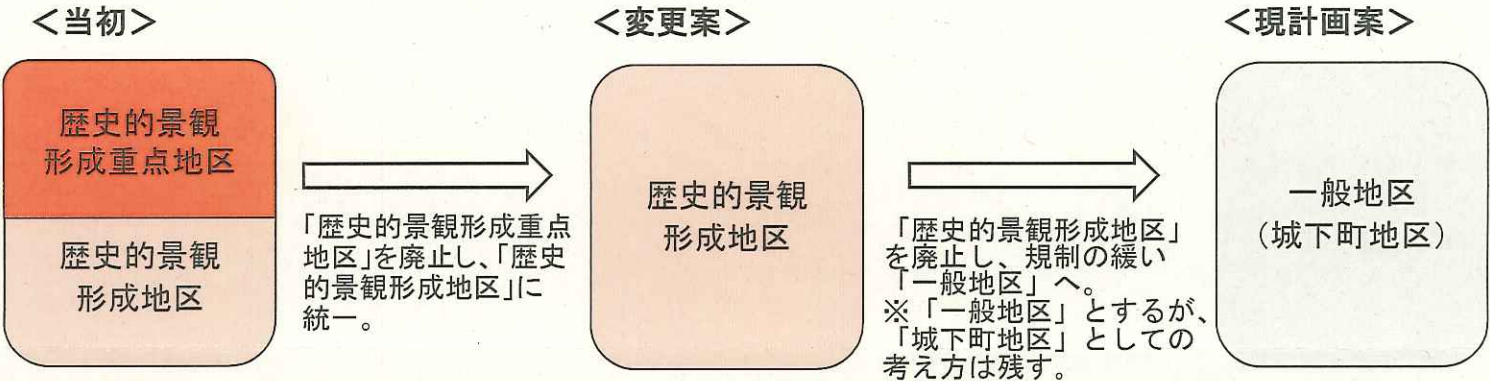
事業名	対象地域	事業内容	対象物	補助対象経費
修景事業	城下町地区において歴史的な景観形成地区に移行した地域	城下町として歴史的な景観を形成する改修、修繕工事で、市長が認めたもの	伝統的様式を残す建造物(昭和以前の町家建築、町家に付随する蔵等)	改修 修繕 建築物の外観に係る部分で通りから見渡せる範囲にかかる工事費(屋根、外壁、建具、塀など外観工事一式)
			建具	新築 増築 改築 改修 修繕 通りから見渡せる範囲にあるもので、城下町として歴史的な景観に配慮した木製建具の設置に要する経費 通りから見渡せる範囲にあるもので、城下町として歴史的な景観に配慮した外壁の色彩の変更や仕上げに要する経費 通りに面する一階部分に城下町として歴史的な景観に配慮した通り庇を設置するのに要する経費 城下町として歴史的な景観に配慮した土塀もしくは板塀の設置にかかる工事費 室外機、自動販売機を目立たなくするための木製格子の設置に要する経費 城下町として歴史的な景観に配慮した優れたデザインの広告物への付け替え、新設を行うための工事費
			外壁	
			通り庇	
			塀・柵	
			室外機 自動販売機	
			屋外広告物	
修景事業	城下町地区において景観協定の締結された区域	城下町として歴史的な景観形成のための形態意匠の取り決めに応じた新築、増築、改修	対象地域内の建築物	新築 増築 改築 改修 修繕 建築物の外観に係る部分で通りから見渡せる範囲にかかる工事費(屋根、外壁、建具、塀など外観工事一式)
	城下町地区において景観地区に指定された区域	城下町として歴史的な景観形成のための形態意匠の取り決めに応じた新築、増築、改修	対象地域内の建築物	新築 増築 改築 改修 修繕 建築物の外観に係る部分で通りから見渡せる範囲にかかる工事費(屋根、外壁、建具、塀など外観工事一式)
保全事業	市域全域	景観重要建造物の修繕	景観重要建造物	修繕 建築物の外観に係る部分で通りから見渡せる範囲にかかる工事費(屋根、外壁、建具、塀など外観工事一式)
		景観重要樹木の保全	景観重要樹木	枯損、倒木の防止にかかる経費 樹木医による診断、治療に要する経費
活動助成	市域全域	景観協定の締結に向けた活動 景観協定等の準備段階における広報活動、研修活動、調査 地域景観資源の保全、活用に関する事業 景観重要建造物及び景観重要樹木の保全に要するもの その他良好な景観形成に著しく寄与すると認められる行為にかかる経費		報償費 講師謝金(団体の構成員は除く)
				旅費 講師の旅費(団体の構成員は除く)
				消耗品費 文具等事務用品
				燃料費 草刈機等にかかるもの
				印刷製本費 地図、ポスター、チラシ、パンフレット等の作成
				通信運搬費 ポスター、チラシ等の送付等(電話代は除く)
				広告費 新聞、雑誌等広告費
				保険料 事業の実施にかかる保険料
				使用料及び賃借料 会場等使用料
				原材料費 看板等作成にかかるもの

「歴史的景観形成地区」と「一般地区」の景観形成基準の比較表

【建築物に関する景観形成基準】

建築物	歴史的景観形成地区	一般地区
位置等 (門・塀・柵)	●周辺建物と道路に面した壁面線を合わせるよう工夫する。	基準なし
高 さ	●高さ13m以下 ※伝統的様式による建築物(社寺など)や商業地域などについては、高さ制限の緩和あり。	基準なし
屋 根	●こう配(角度のついた)屋根を設ける。 ●屋根の色彩は、周辺景観と調和したものとする。 ※「歴史的景観形成重点地区」の基準・・・屋根の素材は日本瓦、自然発色の銅板、その他和風を表現する素材を使用する。	●山脈(やまなみ)と調和するスカイラインを形成するよう配(角度のついた)屋根を採用するなど工夫する。 ●屋根の色彩は、周辺の景観との調和を図る。
軒 庇	●主屋根と道路面の屋根にはこう配のある軒若しくは庇を設置する。	基準なし
外 壁	●当該地区内の伝統様式を意識した素材や色彩を採用する。 ●外壁の色彩は、落ち着いた色彩とする。 (使用できる色彩はマンセル値という数値で範囲が指定されている。)	●外壁の色彩は、落ち着いた色彩とする。 (使用できる色彩はマンセル値という数値で範囲が指定されている。)
形態・意匠	基準なし	●周辺景観と調和した形態意匠とする。
緑化・植栽	基準なし	●敷地内の緑化に努める。
設備機器 屋外階段等	基準なし ※「歴史的景観形成重点地区」の基準・・・空調室外機、室外に設ける設備、屋外階段、バルコニー等の位置は、周辺の道路から目立たない位置に設ける。	●空調室外機、室外に設ける設備、屋外階段、バルコニー等の位置は、周辺の道路から目立たない位置に設ける。 ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、空調室外機、室外に設けられる設備は、周辺のまちなみ景観と調和を図る。
門・塀・柵	●周辺景観との調和を図る。	●自然景観やまちなみ景観に配慮する。
平面駐車場	基準なし ※「歴史的景観形成重点地区」の基準・・・生垣・塀の設置によってまちなみ景観の連続性に配慮する。	●外周部の緑化又は塀の設置などによって、まちなみ景観に配慮する。
平面駐輪場	基準なし	●道路から見える部分は、生け垣で囲うなど周辺の景観に配慮する。

【城下町の地域について (これまでの経過)】



景観計画及び条例制定に向けた今後の工程（案）

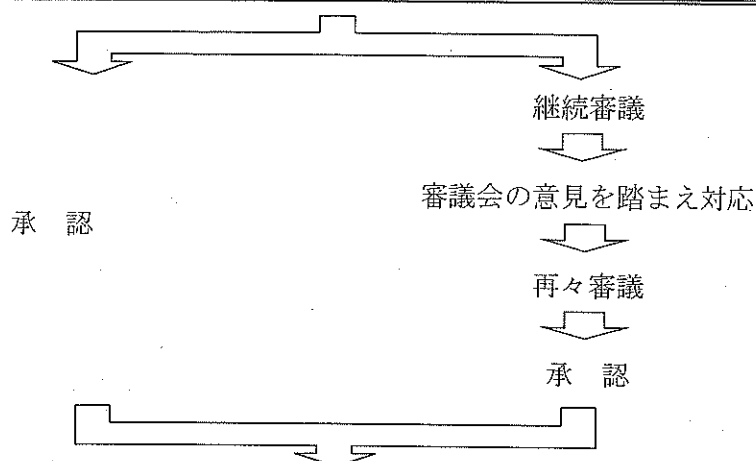
- 平成26年3月開催の亀岡市景観制度策定委員会で承認いただいた内容にて、
亀岡市景観計画（案）を修正

（城下町地区は一旦規制の緩い一般地区とし、合意形成を図りながら形成地区等へ移行する。）

＊パブリックコメント実施（平成26年11月頃、約1ヶ月間）



- 亀岡市都市計画審議会での再審議（12月末頃）
（実施した説明会の内容、変更した景観計画（案）を説明し審議をいただく）



- 景観条例の制定に向け条例案を平成27年3月若しくは6月議会上程 議決
- 景観計画の告示（4月若しくは7月）
＊適用日は条例施行日とする。



- 約6ヶ月間の周知期間を経て、条例施行



- 景観条例に基づく事務処理実施

亀岡市都市計画審議会条例の改正について

◇亀岡市都市計画審議会に係る規定等

亀岡市都市計画審議会は、都市計画法（以下、「法」という。）第 77 条の 2 の規定に基づき、亀岡市都市計画審議会条例（以下、「条例」という。）により設置しており、その組織等については、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（以下、「政令」という。）に定めるところにより規定しているところです。

また、同条例の実施にあたり、条例に定めるほか必要な事項については、亀岡市都市計画審議会運営要綱（内規）（以下、「要綱」という。）において定めております。

◇亀岡市都市計画審議会条例の改正について

平成 26 年 12 月市議会にて、亀岡市都市計画審議会条例改定案を上程することとしており、今回の条例の改正は、条例第 2 条（組織等）の一部を改正するものです。同条では、委員の定員（20 人以内）について定めておりますが、具体的に委員となり得るものについては、条例上で定めがないため、このことについて、規定整備を図ろうとするものです。

委員の選出については、政令第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定を根拠として、要綱第 2 条に委員構成とそれぞれの定員枠を定めているところですが、亀岡市都市計画審議会が地方自治法 202 条の 3 に規定する付属機関であることから、審議会を構成する具体的な委員を条例に明確に位置づけることが望ましいとしたものです。なお、京都府下各市の都市計画審議会条例を調査したところ、規定の仕方については差があるものの、15 市中 14 市において、条例に委員の具体的区分が位置づけられています。

◇添付資料

- ・ 亀岡市都市計画審議会条例
- ・ 亀岡市都市計画審議会運営要綱

平成26年10月30日
 上下水道部 総務・経営課

資本的収入額が資本的支出額に不足する額の補てんについて

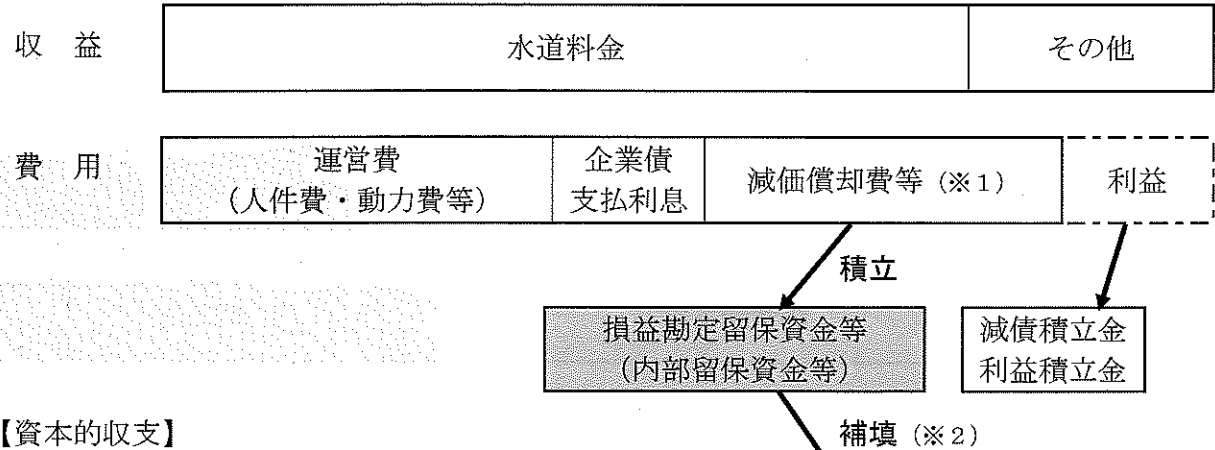
公営企業会計では、日々の営業活動に必要な経費「収益的収支」と施設の改良などに必要な経費「資本的収支」に分けて経理することとなっています。

日々の営業活動に必要な経費「収益的収支」で、収入が支出を上回った場合、黒字となり一見すると経営が安定しているように見えます。

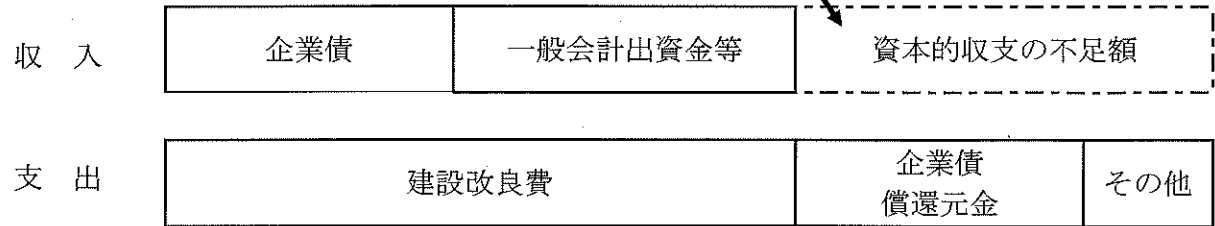
この黒字は、民間企業であれば株主への配当等に使われますが、公営企業の場合は、施設の改良などに必要な経費「資本的収支」の不足額を補てんする財源として、施設改良工事費や過去の改良工事の時に借り入れた企業債の返済に使われます。

万一、収益的収支で支出が収入を上回り赤字となった場合でも、支出の中には現金支出を伴わない減価償却費等が含まれていますので、直ちに資金不足となるものではありません。

【収益的収支】



【資本的収支】



※1 減価償却費

水道施設の整備等（資産）に要した費用は、取得した年だけの費用として処理するのではなく、次の設備更新に備えて財源を確保するために、施設等が使える年数（耐用年数）に応じて平準化し、費用として配分し経理しています。

この費用に対して実際の現金支払いは発生しないことから、その期間内に現金（内部留保資金）として残ることになります。

減価償却費は、将来にむけた施設の更新整備に必要な資金を、計画的に積み立てているものです。

※2 補てん財源

収益的収支の水道料金等の現金収入から、人件費及び動力費や修繕費などの物件費に係る現金支出を差し引いた、単年度純利益や減価償却費（非現金支出）などが「内部留保資金」となります。

施設整備に係る費用や企業債の元金償還などで生じる資本的収支の不足額については、損益勘定留保資金（内部留保資金）を財源として補てんする「補てん財源制度」が設けられていることから、決算書においてその補てん額を記載しています。

<参考> ○ 一般会計方式に置き換えると

歳 入	経常的収入	資本的収入
歳 出	経常的支出	資本的支出